

食安輸発1227第1号
平成22年12月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産チンゲンサイ及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正：平成22年12月24日付け食安輸発1224第1号)に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体における検査の結果、中国産冷凍チンゲンサイにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第1の2から台湾産鰻のクロルピリホスの項を削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いたします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目
平成22年12月27日	中国	チンゲンサイ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)